

国の審議会等における女性委員の登用の促進について (平成18年4月4日男女共同参画推進本部決定の概要)

1. 基本的考え方

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成17年度末までの目標(30%)を平成17年9月末に達成した。

国の政策・方針決定過程への多様な視点の導入、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等における女性の委員割合をさらに向上させることが必要。

2. 目標値等

審議会等委員

- 平成32年(西暦2020)年までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める。
- 当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努める。

(参考)平成17年9月末現在 30.9%

臨時委員、特別委員及び専門委員

- 現在、数値目標を設定していない臨時委員、特別委員及び専門委員についても、国の政策・方針決定過程に参画していることから、目標値を設定する。
- 平成32年(西暦2020)年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう努める。
- 当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の割合が20%となるよう努める。

(参考)平成17年9月末現在 12.9%

人材の育成・発掘のための取組

- 女性の参画が少ない分野の人材育成に積極的に取り組む。
- 公募等を活用し、幅広い人材登用に努める。